

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第51号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公害防止等業務手当)</p> <p>第8条の3 公害防止等業務手当は、環境生活部環境保全課若しくは資源循環推進課、広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が、公害の防止等県民の生活環境の保全のため、次に掲げる立入検査等の業務に従事したときに、支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）<u>第29条第1項</u>の規定に基づいて行う土壤汚染状況調査に係る土地又は<u>指定区域内</u>の土地への立入検査（関係帳簿書類又は土地の形質の変更の実施状況に係る検査を除く。）</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(公害防止等業務手当)</p> <p>第8条の3 公害防止等業務手当は、環境生活部環境保全課若しくは資源循環推進課、広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が、公害の防止等県民の生活環境の保全のため、次に掲げる立入検査等の業務に従事したときに、支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）<u>第54条第1項</u>の規定に基づいて行う土壤汚染状況調査に係る土地又は<u>要措置区域等内</u>の土地への立入検査（関係帳簿書類又は土地の形質の変更の実施状況に係る検査を除く。）</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）の施行の日から施行する。